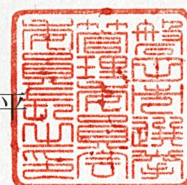


磐田市選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに合併特例法第4条第11項及び第4条の第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

令和8年6月1日

磐田市選挙管理委員会委員長 島田 周平



- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 2, 6 4 1 |
| 2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 2 2, 0 0 1 |
| 3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 4 4, 0 0 1 |